

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－４ 地域密着型金融の推進</p> <p>Ⅱ－４－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>Ⅱ－４－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>（中略）</p> <p>（２）最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－４－３ 主な着眼点</p> <p>（中略）</p> <p>（３）自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、</p>	<p>Ⅱ－４ 地域密着型金融の推進</p> <p>Ⅱ－４－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>Ⅱ－４－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>（中略）</p> <p>（２）最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p><u>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</u></p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－４－３ 主な着眼点</p> <p>（中略）</p> <p>（３）自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、</p>

外部専門家（税理士、弁護士、中小企業診断士、経営相談員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、JETRO、JBIC、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構等）、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。

（新設）

（注）具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。

また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。

外部専門家（税理士、弁護士、中小企業診断士、経営相談員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、JETRO、JBIC、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構等）、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。

特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。また、他の金融機関が外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。

（注）具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。

また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。